

第1回（仮称）大口町子ども条例制定検討委員会

日時：令和6年1月18日

13時30分～15時00分

場所：大口町健康文化センター1階
多目的室

事務局（課長）： [あいさつ・欠席委員報告・資料確認]

次第1：健康福祉部長あいさつ

健康福祉部長：[あいさつ]

皆様改めましてこんにちは。本日は大変お足元の悪い中、第1回（仮称）大口町子ども条例制定検討委員会にご出席いただきまして、また、委員をお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。大口町では、昨年度町制60周年を迎えております。この60周年を機会に子ども条例の策定に取り組んできております。これまでには、子どもを対象にしたアンケート、そして、直接意見を聴く機会ということで子ども向け・大人向けのワークショップをそれぞれ2回開催しております。その状況や様子につきましては、パネルもありますし、ニュースレター等でお知らせをしています。大変皆さんいろいろなご意見をいただき、良いワークショップができたと思っています。そして、いよいよこの制定検討委員会で条例の具体的な検討に入っておりますが、子どもの権利につきましては、国連の子どもの権利条約、そして国の方でも昨年4月に子ども基本法が制定されてきています。折角町の方で子ども条例を作るのであれば、何かこの子ども条例を機会に子どもの関連施策や状況、そういうものが変わったなどというそのようなものができるといいなと漠然ではありますが考えているところです。ぜひ皆さんのご意見を聴きながらこれから進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

次第2：自己紹介

次第3：大口町子ども条例の経緯

事務局：[説明]

大口町子ども条例の経緯につきましては、まず子どもに関する条例について、平成元年に児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約が国連で採択されました。その後、日本では平成6年に批准し、早いところだと平成11年に大阪府箕面市が条例を制定し、現在162市町村が条例を制定しています。愛知県では平成20年に名古屋市と岩倉市が制定し、現在11市町が制定しています。近隣ですと小牧市が制定しています。大口町では、議会からの提案を受け、町制60周年を機会に条例の制定に向けた取り組みを進めてきました。詳細は後から説明させていただきますが、令和4年度にアンケート調査、令和5年度に子どもとおとなワークショップをそれぞれ2回開催し、子どもの権利の啓発や意見をいただき、条例の制定に向けて準備を進めてきました。アンケート調査を実施する時に、校長先生から権利について大切に育てることも必要だが、自分だけでなく周りの友達にも同じような権利があり、尊重することができる内容にしてほしいと提案をいただいておりますので、こういった提案やワークショ

ップでいただいた意見等を入れ込んで、条例を制定していきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。今回は初回ということで、経緯及び取り組み、また条例がどのようなものなのかを説明させていただきまして、次回から条例の素案について皆さんにご意見をいただきながら作り上げていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。特に議題（２）「大口町子ども条例の内容について」で説明させていただきませんが、条例の内容の前文の制定の趣旨が各市町の思いの部分になりますので、市町の独自の考えをそこに盛り込んでいくような形になります。先ほどの校長先生からいただいた話などを盛り込んで、大口町の条例について、保護者、地域、行政、またそれぞれの団体の思いを盛り込んで条例を作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次第４：正副委員長の選出

（仮称）大口町子ども条例制定検討委員会設置要綱第５条第２項の規定により互選

委員長：[あいさつ]

委員長を拝命しまして大変恐縮でございます。先ほど申し上げたとおり心理学が専門なんですけれども、そこで私が勉強してきたいろんな考え方が議論を深めるのに役立てばなと思っております。資料を事前にいただきまして、アンケート等を見せていただいたんですけど、本当に分厚い冊子ですけれども、すごく貴重なデータが、こどもの声が反映している、もちろん全員のこどもたちの声ではないけれども、多くのこどもたちの声が詰まっているということを感じました。ワークショップの資料を見てもすごく充実したワークショップをされてきたんだなということを感じました。ぜひこういったところの出てきたこどもの声を拾って、大口町らしいこども条例が制定できたらなと思うんですけども、その際、気を付けたいなと思うのが、やはり少数者の意見といいますか、子どもの権利とか人権とか言った時には、それが阻害されてしまう弱者、少数者ということになると思いますので、このアンケート結果も少数の意見だけでもここはちょっと気を付けなきゃいけないとか、そういったこともいろいろふまえているなというように感じましたので、そういったところを見ていただけるといいかなと思います。打合せのときも話題に出たが、これまでこどもたちのために良しとされてきた子育ての方法だとか保育や教育の方法が今の時代に行き過ぎた指導だと言われてたり、子どもの人権を侵害しているんじゃないかと言われてたりするようなことが増えてきて、現場で指導される大人の方々にはかなり難しいような現代なのかなという風にも感じます。けれども、何がこどもたちにとって良しとされること、教育や保育かっていうある種の価値観みたいなものなので、価値観はやはり考えてみますと時代や文化的な背景によって変わってくるというある種相対的なものという風にも見ることができます。まわりのみんなと違って自分だけこうされている、まわりのみんなとは違うこんな見方をされているとこどもが世の中が変わってきたのにそのように見られるこどもがいたら、それはそのこどもは自分は大切にされていないとか、搾取されているとまでは言わないけれど、つらい思いをするということはあるのかなと思うので、社会や世の中が変わってきたらそれにあわせて価値観も変化していったって当然かなと思います。どの部分をクローズアップして人権を守っていくか、子どもの権利を守っていくかというところは、大人の知恵と工夫が必要で、どこに焦点を絞るか、こどもの声を聴きながら、作っていければいいかなと。そこに大口町らしいデータや声を拾って、大口町独自のというか、大口町らしい文言が盛

り込まれていけばいいのかなと思って加わりました。どうぞよろしくお願いいたします。

次第5：議題

(1) 大口町子ども条例制定に向けての取り組み

委員：議事に入る前に確認したいのですが、よろしいですか。

事務局：はい。

委員：議題(1)(2)とあるんですけど、先ほど事務局の説明では、今日説明をさせていただいて次回の会議から意見を聴取する説明だったんですが、議題と書いてあるが聞いておいたらいいですか。今日意見を言う必要があるか。今日意見をいうにしても、次回から意見をまとめておいて言うにしても、視点が示されていないと何について意見を、どこに焦点を当てて何をしたいからこの意見が欲しいということが分からないものですから、意見の言いようがないと思うんです。そこをはっきりしていただきたいと思うんですけど、お願いします。

事務局：今回は1回目という形で、まずは子ども条例がどういうものかということの説明させていただいて、いきなり皆さんいろんな方がお見えだと思いますので、まずは概要の説明をさせていただいて、次回の時に条例の素案を送らせていただきますので、条例の特に前文の部分、思いの部分、素案を書かせていただいて、それについてまたいろいろな意見、この文言が欲しいだとかそういうのをまた言っていただくのは2回目以降に考えております。

委員：ありがとうございます。確認ですけど、そうすると今日はこれまでの準備段階で事務局が取り組んできたことの説明ですので聞いてくださいと、次回以降に現状分析が書いてあるが課題整理がされていないので、課題を整理してこれについて意見をくださいというのをこちらが貰って、その準備をして次回臨むということによいかということが1点、資料1の1番上に「子どもにやさしいまちづくりを進めるために」という1番大きな目的が書いてあるんですけど、この視点でこれを作っていくんだぞということのを頭に置いたうえで、これからの説明を聞けばよろしいですかということと、「子どもにやさしい」ってどういうこと、そのあたりも各自が持ちながらそれを作っていけばいいかなということと聞けばいいということで、進んでいくということで理解してよろしいですか。

事務局：はい。

委員：ありがとうございます。

事務局：[説明]

※資料1「大口町子ども条例制定に向けての取り組み」及び別紙①「大口町子ども条例に関するアンケート調査結果報告書」、別紙②「大口町子どもワークショップNEWS LETTER」、別紙③「ふれあいまつり2023メッセージ集計」、別紙④「大口町おとなワークショップNEWS LETTER」に基づいて説明

委員長：ただいまの説明について、何かご質問あればお願いします。

特にございませんでしょうか。

[協議終了]

(2) 大口町こども条例の内容について

事務局：[説明]

※資料2「大口町こども条例の内容について」に基づいて説明

委員長：ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員：骨子案については賛成というかこれでいいかなという意見を持ちました。次回の素案を作るまでのところでお願いなんですけど、まず定義のところですけど、確認の時に申し上げたんですが、『「こども」や「保護者」等』というところに1番頭に持つてくる「こどもにやさしいまちづくり」の「こどもにやさしい」とはどういうことか、ここが1番定義されないと何をしたいかわからないので、そういったところも含めて何を定義しておく、条例ができてその条例に基づいて大人もこどもも行動が起こせるかというところの視点で、定義すべき言葉を調整していただけたらありがたいかなと思いますのが1点。2点目ですが、「責務」のところでは大人の役割なんですけど、大人自らがすることと、大人がこどもに働きかけてこどもにさせていくべきことの2つが大人の役割だと思うんです。こどもが動けるようにしていくために働きかける大人としての仕事、責任があると思うんです。その2つの役割の中にきちっと明確に位置付けられることが大事かなと思います。3点目ですが、1番最後の「こどもにやさしいまちづくりの推進」ですが、推進というところが最も大事なビジョンの中の要素だと思うんです。条例を作りましたよと、それが何のために何をすればよいかということがある程度指針、方針が示されていないと結局絵に描いた餅になってしまって、条例はありますよ、あとは各自で考えてやってくださいでは全然進まないと思うんです。そこまで含めたビジョンというのを提示していただけるとありがたいなと思うのと、なかみについては、これ今、例示であげていると思うんですけど、先ほどの件も加味すると教育の分野からも推進のなかみについても入れていただかないかと思うんです。どんなこどもに教育していくか、もうちょっと言うとこどもが大人になっていくうえでどういうことをこのこどもの段階、小学校上がる前の段階、小学校の段階、中学校の段階、高校の段階で何を教えて、何を大事にして、何をしていくといいのかということを中心に方針というか中に載せないそれぞれのところも動けないということになるし、縦のつながり、成長段階の流れのつながりが切れてしまったりすると、せっかく町でやろうとしていることが分断されてしまって効果が薄くなると思うのでそういった点も考えの中の1つの視点としてやっていただけるといいのではないかなという考えを持ちます。以上です。

事務局：それぞれいま皆さん、こどもが保育園行かれている、小学校行かれている、中学校行かれている、それぞれ発達段階がある中で、今までだと保育園は保育園、小学校は小学校、中学校は中学校、その縦的なつながり、どうやって育てていくかというのも確かに言われてみればせっかくこういう条例を作ればですね、上手に書いてお

互いが連携できるようなものができればいいかなと思いますので、その時はまたよろしくをお願いします。

委員：ごめんなさい、補足というか、誤解があるといけないので、たまたま私の立場から教育で、学校教育の中でできることをという風で意見を言っていると聞こえるとは思いますが、先ほどのアンケート結果のところ、ここ注目してくださいと言われてたときに、高校生になって人から悪口言われるのが嫌ですとか、発達段階的に考えたときに自分でなんとかする力がついていないのかとか思っちゃうわけですよ。ひょっとするとそういう子たちを我々自分のところに引っ張ってくると、そういう教育してきちゃっていないかと、自立できないような教育をしてきていないかを見たときに、あまり守る守るとやるのが守るという意味がちょっと曲解されてきて、本当に守るだけだと本当に守ることになるのかということアンケート結果を見て自分なりの分析でこれは危険というか危ないなと思ったものですから、それをベースに意見を言わせていただきました。以上です。

事務局：ありがとうございます。

委員：こどもって何歳から何歳までの子が対象になるんですか。何かから大人になって、何かからまでが子どもの。

事務局：18歳までという形になっています。法律上は。

委員：法律上は18歳、この条例も18歳っていうのでよい？条例は違うってできると思うんですけど、18歳でいい？

事務局：18歳までになんとかこういう風に子育てをしたい、成長をしてほしいという願いの部分なものですから。

委員：委員が言われたように、高校生でこんなことで悩んでいるっていうのはだめなんじゃないということなんで、もっと前でやらなきゃいけないのかなと思ったんで。

事務局：そうですね、この条例でなんとかつながりで18歳、こどものうちにある程度の大事に育てるだけじゃなくて、いろんなことがまわりがわかるようなことができるように皆さんで育てていきましょうねという条例になっていくものですから、今の子が18歳の子に対して条例ができたらずぐにできるわけじゃないものですから、長い目を見て大口町の子育ての18歳くらいまでにこういう風に育てていきたいなというものを作っていきたいと思いますので。

委員：そういう意味合いですね。わかりました。

副委員長：やっぱりこのこども条例を作る前に、子どもの権利条約っていうのが根っこに、土台にあるべきだと思うんです。その子どもの権利条約の中でもこどもは18歳未満の者という風に定義されているので、18歳という風で考えていただければいいのではないのでしょうか。

委員：そういうことですか。その辺知識がなかったもので。そうですね。私の考えでは、16とか18は大人とこどもの境目なんで、同じくくりにしていいのかなというのがちょっとあって、それで大丈夫ですというのが疑問で思っただけですね。

委員長：私も意見言っていていいですか。今、たぶん皆さんご存知かと思うんですけど、18歳で、短大うち大学生は18歳でだいたい行くようなんですけど、例えば児童養護施設の出身の学生なんかだと、援助がそこで切られてしまったり、居場所がなく

なったりすることが問題になっていて、18歳以上のこどもとっていいのか大人とっていいのか難しいですけども、そこへの支援の仕方というのは今どんどん社会の中で考えられているところかなとは思いますが、こども条例のこどもの定義は18歳までだとしても、そのあと、やっぱりいきなり支援が切れてしまうのは変な話だし、それこそ繋がっていますので、成長や1人の人間の一生としては、そこを多少こうアバウトに組み込んでこども条例を考えてもおかしくはないのかなとは思いますが、生まれたばかりの乳児から18歳、19歳の大人になろうかというこどもまで取り入れて文言を作っていくというのは難しいんですけども、ちょっとそんなような話題もあるということで定義とまた1人のこどもの成長を見通すということの意味も頭に入れておくといいのかなと思いました。

委員：先ほど高校生で悪口がとかどうしたらいいのかなって、それを守るだけではっていう話があったんですけど、テレビで見てて、海外とかだといじめられてる子が悪いんじゃないかって、いじめてる子の方に何か問題があるんじゃないか、陰口言われた、仲間はずれにされたといういじめられてる子を守るっていうのも大切だと思うんですけど、いじめちゃってる方、自分では気づいてないけど他人にそう思わせてしまっている子とかの方をどうにかしていくという方向の方が子どもの権利という部分では、守る守るだけじゃなく、そっちの支援もしていけたらいいのかなとは思いました。

委員：発言してよろしいですか。今おっしゃっているいじめられている方がなんとかもうちょっとしろという意味ではなくて、そういう状況になっていること自体をなんとかしていくためにどういう育て方をしていくか、どういう権利が大事なのかと、そういう状況そのものを作らないためにこの条例を作るんじゃないかなと思うんですよ。結果としてそういう状況になっていくということは、いじめている人もいれば、悪口言う人もいれば、それをいやだいやだと言えない状況そうなること自体を解消していくために作るのかなという趣旨で先ほど発言させてもらいました。

委員：アプローチしていかなきゃいけないということですよ。

委員：そうです。目的がそこなので、この状況を解消するため、これが現状であれば、その現状を解消するために、どこへ何をどういうアプローチしていけばいいのかということ、こちら側にアプローチ、こっちが悪いからという感覚は絶対持つてはいけないと思っています。というので、誤解があるといけないので補足させていただきました。

事務局：今の現状の言った言わないとかそういう部分は、すぐには成長段階では難しいですけど、今の小さい子、お子さんが成長していくにあたって自分が大事にされていると思う、友達も大事にしなくちゃいけないと思えるようなこどもの社会ができれば、大きくなればそういういじめも減っていくと思うんですよ。できればそういうことで早い段階という言い方もおかしいんですけど、地域で、みなさんで、そういう環境づくりをしていきましょうねと、長い目にはなってしまうんですが、将来的にいい町になればいいなと思っていますのでお願いします。

委員：こどものこの字が漢字とひらがなとあるんですけど、何か意味があって分けているのか。

事務局：子どもの権利については、子どもの権利という子どもの権利条約からくる1つのワードということで漢字の子を使用してまして、こども条例やこどもの権利ではないこどもにつきましては、現在、こども基本法やこども家庭庁等もひらがな、誰が見ても読めるこどもということでひらがなを使用しています。この委員会を作るときには、そこまでまだはっきりと出ていなくて、その後、ひらがなのこを使いましょうという形になっていきました。検討委員会の設置要綱と今のニュアンスが変わっているところが誤解の元かと思うんですけど、国の考え方がはっきりしていない中で要綱を先に作る必要があったのでそこがミスマッチしているが、今作ればひらがなで作ると思うが。

委員：漢字ではなくひらがなに？

事務局：今度できる条例は、ひらがなでいきたいと考えています。最近の時代の流れとして、国の施策の考え方は、ひらがなを使うことが多くなってきています。漢字を使うべきなのか、ひらがなを使うべきなのか、そういったところも皆さんの受け取り方、読み方、イメージも変わると思うので、そういったこともこの場で議論をさせていただければ反映ができるかなと思います。

委員：条例の制定に向けて、先ほどもいじめ問題などいろいろ出ましたけど、日夜その問題などを扱っていますけど、今はどちらかという和学校、家庭、地域が一体になって解決しているということで、地域で解決できることも多いです。そのために学校は学校、家庭は家庭、もう1つ地域ということで三位一体の条例制定で、中には低学年でも独立した人格や尊厳が見受けられます。そういった子が、こどもだからとかそういうようなことで潰されたりせず、そういった人格とか尊厳を育て上げるような仕組みづくり、活動の場を与えたりするような条例、地域が協力できるような仕組みづくりとそういう独立した人格と尊厳を持つ子には成長できるような場を与えてあげる、学校だけではいけないし、家庭だけでもいけない。もう1つ地域、そういった条例づくりがいいかなと思う。どうでしょうか。

副委員長：地域も一丸となって、みんなでこどもたちを育てる。

委員：今、高校生のいじめ問題とかで、職場でのいじめ問題も多いんです。ですから、今の時代、年齢が高かろうとなくならずずっと続く。一緒に考えていくというような考え方、地域の人に助けてもらった経験等が大人になったときに優しい気持ちをもって接するので、成長段階における関わり方をやっていきたいなというような個人的な意見を思った。

委員：今の委員のご発言にもあったんですが、細かいこの場はどうか、この分野ではどうか、種別や例えばカテゴリでどうかということは末節の部分であって、条例というのは方針を、基本方針を決めていくことなので、方針があるとそれについて何をやるかと考えていくのが通常やっていくことなんですけど、今は、逆で、今この現状があるから方針としてこういう風にしなくちゃいけないぞと作っていくんだよということを共通理解しておき、そのために集まったんだよ我々はということを共通理解しておくといいかなということと、いい悪いで判断するとこれこれする子はいいい子で、これする子はいかん子、どっちも大口の子なんですよ、だから両方ともになると方針としてどういうこども、生まれてから物心ついてからここから成人ね

大人ねとなる18歳までの間で、18歳になったときにこういう行動がとれる、こういう考え方ができる人を育てていこうと、そのための方針としての条例だぞという、それを作るんだぞという気持ちを持ちながら作っていくといいんじゃないかなということだと思います。

委員 長：他に何かありますか。では、ご意見もないようなので「大口町こども条例の内容について」はご承認いただけたということによろしいですね。ありがとうございました。

[協議終了]

(3) その他

委員 長：事務局から何かありますか。

事務局：事務局からは特にありません。

委員 長：折角の機会ですので、委員の皆さんご意見等がありましたらご発言いただけますでしょうか。

すみません、話を戻すようで恐縮なんですけど、委員がおっしゃっていただいた共通認識をもう一度説明していただけたら、具体的なことからボトムアップで作っていくというのが今回のこども条例ですか。

委員：私が考えているわけじゃなくて、事務局の考えがそういう手法を取っていますよね。アンケートを取ってこういう現状がある、こういう意識を持っているというのがあるから、それがいいところはそれがちゃんと守られるような条例、方針にしないといけないし、よくないところはなんとかしていかなくちゃいけないと、なんとかしていかなくちゃいけないのはこれは明らかに悪いから、例えばいじめのことを例にとって、いじめている人が悪いからそれは悪いんですよ、いじめている人が責められるべきで、いじめられている方はどういう状況であれ守られるべきだろそういう条例にしなければいけないということではないんじゃないのという話なんですよ。

委員 長：理想のこども像みたいのがあるわけではなくという？

委員：現状があるので。普通は理想を作っておいて100%のこういう18歳だったら完璧だということをやっておいてこうしましょうというのだけど、一応どこでもやっていると思いますよ、子育てで18歳になったらうちの子はこうしたい、こうなってほしいと。学校としても、高校3年生になったらこのくらいのことはできてほしい、こう考えてほしいと。実際大口町を調べてみたらこういう現状が出てきましたよと、それをもっと全体的に1つの流れの中でなんとか理想に近づけるといっていききたい、そのためにはどういう方針でいったらいいのかということを作り上げていきたいという手法を取っているの、それに乗かって考えて意見をいただきたいことを理解するといんじゃないかなということなんです。ご理解いただけましたでしょうか。

委員 長：わかりました。ちょっと疑問を感じた点が、違うのかもしれないんですけど、この今回作るこども条例というのは、理想のこどもを育てるための条例ですか。子どもの権利を守るための条例ですか。

事務局：大口町の子育てはいろんな親があつたり団体さんがあつたりいろんなことでこども

を育てていくにあたって方向性として、条例というのは理念で、こうしなくちゃいけないという個々のものではなく、大きなものを作ることになります。子どもの権利と個の権利だけじゃなくてそれに対して相手の権利も尊重できるこども、そういう子育てが大口町でできるような大きな形になります。

委員：大人としてこどもの権利を守る、こどもの命や安全や意思表明権や権利条約でいう4つの原則を守っていく、保障するために大人がやるべきことはこうするといひよ、こういう考えに基づいてやりましょうと、でもそれだけだと守られる側・守る側になって、18歳になった時に18歳を過ぎて19歳になったら今度は大人で守る側になるんですよ。その時に、守られる守られるでそういうのを一切考えずにやってきた子が大人になった時に守る側にすぐなれるのかということなんです。そういう力も付けたうえで、大人として守る側に回ってもらうというためには、この段階からそういうことも育てていくという点でも必要ではないですかということをお願いしたんで、権利を守ることでなくて子育て一辺倒ですよなんてことは申し上げたつもりもないし、そんなことは事務局も考えていないと思います。

事務局：おっしゃるとおり、やっぱり1番はじめは子どもの権利、それをどう守っていくかというのが1番の大きな目的です。ただ委員が言われたように、守られるばかりじゃいけないというところはあるので、こどもの意見ばかりを主張するそのこどもの意見を聴くのは大事、言えるようになるのは大事なんですけれども、それがすべてではない。あなたの守られるべきは、相手にも同じ権利があるんだよというところは基本だと思うので、そういうのは大事にしていきたいと話しておりましたが、やっぱり基本的には大口町の子ども権利というのがこのこども条例の1番根幹かなと思います。その中で、子どもの権利を守るために、それぞれ大人、親として、地域として、例えば教育者として、どういふようなことができるかというところを条例に大口らしさを入れながら盛り込んでいくという漠然とした共通認識はあったんですが、改めて問われるとちょっとそこが悩むところでは正直あります。ただ条例はあくまで理念なので、たぶん美しいものになると思うんですが、実際、その条例を作ったうえで、どういふことが私たちが大人として、行政として、それぞれの皆さんの立場として、何をしたら条例をきちんと今後こどもたちにとって意味のあるものにしていくかということが大事になるので、条例はそういうことをしていけるイメージを付けつつ、ベースとなる理念のものだという風に思っております。その中で今言われた18歳になった時にどういふ大人になってほしいか、18歳までにどんな風に育ててほしいかというのは、条例を子どもの権利というところで作るにあたって、それぞれ全部が共通でなくてもいいんですけど、それぞれ皆さんがイメージしながら話をさせていただくと、そういう子になるためにどういふことができるかというところは、イメージが共通になってもいいと思うんですけど、それぞれの立場でイメージを持ちながら、条例の検討をしていただけると、少し具体性というものが持てるのかなというように考えたりもしました。きれいなことばかり条例に書くと、どうしてもこどもを守るためのものばかりになるんじゃないのかなというところが少しありまして、だけど、守られるばかりでは、こどもというのはいつまでも守られる立場ではないので、個人的な意見ですが、そのあたりは

匙加減もいるのかなというところもありますので、共通のイメージ、具体的なイメージを持っていただいて、こんな18歳、こんな大人になるといいなというイメージを抱きつつ、条例の内容としてはやはり子どもの権利ですので、それを子ども自身に権利があることをちゃんとわかってもらう、そして、大人としてどういうことができるかというところを少し整理して考えていただくといいのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

委員：権利を守られるとはどういうことなのか、守るとはどういうことなのかはっきりしていればそんなことは議論にならなくてそれに向かっていく話で、取られた手法が今回下からのアンケートからはじまっているものだからこういうことになっていると思うんですよ。各論のそれぞれの立場の者が、大人がどういうことをやっていくかということはその後出てくることで、条例の文言には出てこないと思うんですよ。だけど、そのことをベースにして考えてねって事務局からの提案があるので、ベースにこれをなんとかしていかなければいけないな、こうしていかなければいけないなというのがあって、こういう理念をもってやっていかなければいけないなという子どもの権利を守るとはこういうことなんだということをそれをベースのうえで作っていかないと、先ほど申し上げたように絵に描いた餅になっちゃうと、すごく労力使って頭使ってやっていくわけですので、もったいないなということを思うことなんじゃないかなと。

委員：今の話を聞いていて、基本的にこの条例は、子どもに向けて言うことなのか、大人に向けて言うことなのか分らなくなってきたんですけど、どっちなんですか。

事務局：まさに両方になると思います。子どもには権利が、先ほどの委員の言葉を借りるなら、各論とか総論とかという話になるんですけど、日本にも憲法があったり、憲法の下に各法律があって、定められているかと思うんですけど、子ども条例は、皆さんにイメージしていただくとすれば、日本の憲法というイメージがあります。その憲法においては、先ほど委員がおっしゃったように子育てがどうか年金がどうかということは憲法には定められてなくて、その下にいろんな法律、いろんな計画で様々細かいことが定められているという状況になっています。なので、子ども条例というのは、子どもの権利も当然守られるべきで、子どもも他人の権利を守るべき、それを取り巻く大人も地域も企業も大口町全体で子どもの権利を守るべき、守りましょうという機運を醸成していきましょうというような大元になるもの。

委員：そういう文言が書いてあると思えばいい？

事務局：そうですね、はい。

委員：それにつながる何かまた違うのができてくるというイメージ？

事務局：そうですね。その下に個別に条例を作ったりということはないんですけど、実際に今、私どもの子ども課でいえば、子どもに対する子育て支援の計画、例えば保育園の運営はこうしていきましょうとかそういった個別の計画があるので、そういったものと子ども条例はリンクをしていく。

委員：子ども条例でこうやって決まっているんで、これに則ってこういうことをしますみたいな？

事務局：はい。なのでそういったイメージになっていくその大元、基本となるものがこども条例に位置付ける、皆さんにご検討いただく内容になればと考えております。

委員：とりあえずわかりました。

委員：ちなみにこどもが「僕の権利ないんだけど」っていったらどうなるんですか。文だけ作って、大人がここでこう作って、結局これが誰かの何になるのかっていう具体性を私がイメージできていなくて、「僕権利ないです、この条例に則って何とかします」って言った場合は何か変わるんですか。

事務局：そうですね、お子さんからこういった申し出があって、自身の権利に困っていることは、条例の中に書けるかどうかは置いておいてなんですが、実際にそういった話があれば、子どもの権利の相談先、申し立てる先は機関としていろいろあるんですね。なので、そういったところを啓発とかそういったことは必要になってくると思っています。

副委員長：お話に出てきたんですけれど、やっぱり条例があってその先をどうしていくかというのは行政さんもいろいろ考えていかれることで、その中の1つとして、今現在、こども条例を策定している市町の中には、こどもたちが相談できる場というのを作っているんですよ。だからそこへ相談に行くといいよということが知っている人は伝えられる。だからそこを広報していく、町民の方にこども条例というものができました、子どもの権利は守られているんです、こどもが困っていることがあったら、そういう場所を作っていただいてね、だから委員が言ってらっしゃるのはそこだと思っんですよ、作ったらそれがちゃんと守られるような動きをしていかないといけないですよっていうところが1番大事になってくるんです。でも、ここの核、これから作ろうとしているこども条例がないと、その次のところに進む手形じゃないんですけれど、これがあるでしょうという、こどもが例えば「校則変えたいと思っっているんです」と言ったときに、そこに相談して、できる方法はないかと相談できるわけですよ。でもこども条例があるからこれはちゃんとやらなきゃいけないですよってことがアドバイスとしてまわりの大人はしていくことができる。でも学校は、例えば校則を変えることは高校でそんなのできないっていてもそこはやっぱりまわりからやれるような形態を作っていくという、変な例をあげてしまっってよけいややこしくなっっちゃった、ごめんなさい。

委員：例えばこどもがいつてきましたよと、こどもがそういうことを相談する環境を整えましよう、こどもが安心して言える環境を作りましよう、大人として、じゃあ具体的にそれは何なのといたら、相談窓口を作ると、順番に降りてくわけですよ。だから、元々はそういう組織がいるとか窓口があるなというのがあったら、それを全体的にこの理念に入れるにはどうしたら、文言にしたらいいかといたら、こどもが安心して自分の権利を主張できる環境を整えることがひとつ大事ですよというのが文言としてくるということだと思っんですけれど、だから、言ってきたらどうするんですかといたらときに、対応できるような文言を作るのであっって。

委員：この後っってことですよ。ね。

委員：そうです。具体的にはっっていたら、今みたいに相談、例えば、電話相談口作るとかここに言うとか、各校だったら例えば教員だったら、学校でこどもが言ってきた

ときには、まずそこから話を聞いて、事実関係をきちっと確かめましょうとかというところは、各学校だったり団体さんだったりのところの手法になってってということかなと思うんですけど、ただ言ってきたからといって何でもかんでも受けられませんよというようなニュアンスがあったんですけど、それは聞いてみないとわからないですよ、あくまでもこどもが言ってきたことで、こどもはそう信じ込んでそう思っているけど、よくよく聞いてたら違うとか、それだったらこういうことで解決できない？とかということ、これは大人としてきちっと聞き取ってアドバイスしていくというのがそれぞれがやっていくことかなと思いますけれども。こどもが環境が作ってないとか言ってこられても、だから、一体的なことになってくると思いますから、それに対応できる文言のやつを作っておきましょうということだと思います。

委員：窓口を作るというのが大切だと思うんですね。例えば、主任児童委員というような立場の人がいるのか、オンブズパーソンとか専門の任期をもった民生委員とかそういう専門の人がいるとかいろんな窓口のやり方があるんですけど、そういう窓口を置くということが大切、相談しやすい。困った問題というのは本当にたくさんあるんです。その困った問題を題材にしてどういうようなものにしていったらいいかなというものもひとつの考え方だと思いますね。地域としてもそれを手助けしたいということで、手助けすることによって、こどももそういうの困りごとを気軽に言ってくれるような雰囲気づくりが必要なコミュニケーション、なかなかこどもがそういうことをいっぱい言えるようになるまでには、やっぱりこどもとのコミュニケーション、年数もかかってやっと今最近言ってくれるようになったという状況なんですけれど、そうすると権利というかいろいろ意見とかそういうものを引き出せる場というものが、言いやすい場というものが必要じゃないかと思います。

委員：先ほどのこどもが相談できる窓口が作ったらいいという話があったんですけど、今はないんですか。

事務局：子どもの権利に関しては現状すでにあります。

委員：ですよ。それはたぶん我々知らないというのが問題かなと。それが全然啓発されていないというのがあります。どこかに書いてたりするんですか。

事務局：お手元にある中だと、アンケート調査の一番最後を見ていただくと、お子さんにアンケート調査した際には、一番最後に実際今ある相談窓口を掲載はしたんですけど、確かにこれを大々的に町民の皆さんに、すべての皆さんにわかるように啓発をしているかというところとそうすとは言い切れない部分があります。小学校には配りますよね？年に1回、人権擁護委員さんからSOSのレターを必ず小中学生に。

委員：作文と一緒にSOSミニレター。それを県がまとめるんです。それを各支局の方に。

委員：そういうことですね。

委員：それ1個だけじゃなくしていろんなところからいっぱいあるんです。高校生くらいになると、県の教育センターにも高校生自身が電話を相談窓口へかけてきて相談にのっているとか、それぞれの自殺なら自殺SOS、人権なら人権があって、お子さんがいても自分の子がそんなにあまり関係ないとあまり意識がないこともあるかなというところがあるので、それが施策のうちの1個の手法なので、啓発が大事だよというこ

とであれば、そういうものを利用し、とか文言が変わって入ってくるんじゃないのかなど。

事務局：一時期、あまり配るのはあれだからトイレにこっそり置きましょうとかありましたよね。こどもが手を洗って取りやすいようにトイレに置きましょうとか、あまり堂々と置くとかえって手にしないのでというようなことも聞いたことがありますので、ちょっと気にするものすごくあちこちに。

委員：私も会社で配られるので、はい。

委員：そういうのかけていいんだよとかいうところの意識ね、かけていいんだ、そういう権利があるんだということをこどもに周知していくことが大事であって、それを作ることや配ることはその次のあれかなと思います。

委員：わかりました。まず大人が知らないとそういうことも言えないと思ったので、こんなにあると思わなかった。

副委員長：例として相談の窓口の話を出してしまったので、そちらにいつてしまったようですが、それは本当に1つの枝葉のことでしたので、はい。

委員：いまいまないのかなと思ったので、じゃあ次の段階、違う段階にしなきゃいけないのかなって思っちゃっていたので、わかりました。

[その他終了]